

様式第4号(第2条関係)

児童手当・特例給付額改定請求書

		提出年月日	※受付確認年月日	※非被区分	※認定番号		
(宛先)広島市長		令和 . .	令和 . .				
受給者	フリガナ 氏名			生年月日	昭和 平成 年 月 日		
	住所	広島市 区 平日の日中に連絡の取れる電話 () -					
	職業	1 公務員以外(パート等を含む。) 2 公務員 3 無職	加入している年金等の種別	1 厚生年金(共済年金) 以下の場合、括弧内に○を記入してください。 () 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済 () 地方公務員等共済 2 国民年金のみ 3 その他			
児童(18歳到達後最初の3月31日までにある児童) ◎年齢が高い順に記入し、増額の原因となる児童の「増額児童」欄に○をしてください。							
フリガナ 氏名	続柄	生年月日	同居別居の別	住所 (同居の場合、記入不要)	監護有無	生計関係	増額児童
		平成 年 月 日 令和	同・別		有・無	同・維持	
		平成 年 月 日 令和	同・別		有・無	同・維持	
		平成 年 月 日 令和	同・別		有・無	同・維持	
		平成 年 月 日 令和	同・別		有・無	同・維持	
		平成 年 月 日 令和	同・別		有・無	同・維持	
		平成 年 月 日 令和	同・別		有・無	同・維持	
増額した理由	ア. 出生 イ. その他 ()						
事由の発生した年月日	令和 年 月 日						
※市記入欄	備考			支給月額	開始年月		
				3歳未満分 円	令和 .		
				3歳以上小学校 修了前分 円	15日特例	入力	
	区分			中学生分 円			
児童手当・特例給付			計 円				

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

(裏面)

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護（児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていることをいいます。）し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額が増額する場合に、その増額の原因となる児童等について記入の上、提出してください。
- 2 児童が海外留学している場合は、児童の「住所」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）も記入してください。
- 3 「氏名」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 4 「住所」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 5 「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合に、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 7 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 8 「事由の発生した年月日」の欄は、「7」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 9 この請求書には、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。
 - ① 児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの及びその児童のマイナンバーカード（個人番号カード）（又はその児童の個人番号の通知カード及び受給者の身元確認書類）
ただし、住民票の写し又は住民票記載事項証明書について、マイナンバー制度による情報連携によって確認できるときは省略することができます。
 - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 受給者と児童が別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、その児童の父母と児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、受給者と児童が同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類